

脱炭素まちづくり地区事業 募集要項

1 趣旨

横浜市は、2050年の「Zero Carbon Yokohama」の実現、2030年の温室効果ガス排出量2013年度比で50%削減、そして、SDGs達成への貢献に向けて、市内経済の循環及び持続可能な発展を市民・事業者の皆様をはじめ、関係団体や国等の多様な主体の皆様と連携し、GREEN×EXPO 2027を契機とした新たな持続可能な都市モデルの創出に向けて取組を進めています。

令和5年1月には、横浜市地球温暖化対策実行計画を改定し、脱炭素化と一体となったまちづくりの推進を基本方針の一つに位置付けました。

令和4年度から2か年にわたり、地域住民及び企業等が一体となり、再生可能エネルギーの地産地消によって生み出された資金等を地域課題の解決や賑わいづくりにつなげる横浜版脱炭素化モデル事業を公募し、計4地区において事業を進めています。

今般、更なる温室効果ガス排出削減を図るため、地域住民が脱炭素行動に積極的に取り組み、地区全体の住民の脱炭素意識向上等を図るまちづくり提案を募集します。

2 提案地区の概要

(1) 脱炭素まちづくり地区とは

2050年の「Zero Carbon Yokohama」達成に向け、横浜市及び民間事業者等が、市民の脱炭素行動を促進する取組を行うことで、**2030年の温室効果ガス削減目標の早期達成**を目指す地区です。将来的には、地区内で行った施策を他地域へ展開し、市域全体につなげていきます。

(2) 脱炭素行動を促進する取組とは

地区内に居住する多くの市民や立地している事業者・団体が参加可能な脱炭素行動を実践、普及していくような取組です。このような取組によって脱炭素化の機運醸成を図り、様々な脱炭素行動への波及を図ります。

3 提案資格

応募者は、次の全てに該当する法人又は法人格を有しない団体とします。また、複数の事業者が共同で提案する場合は代表事業者を定め、本公募に係る各種資料等を提出してください。なお、法人格を有しない団体は、規約や役員を選任があるなど、組織としての体制が整っている団体に限ります。

- (1) 横浜市暴力団排除条例第2条第2号、第4号及び第5号に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等、同条例第7条に規定する暴力団員等との密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）又は神奈川県暴力団排除条例第23条（利益の供与等の禁止）第1項若しくは第2項に違反している事実がある者でないこと。
- (2) 会社更生法、破産法若しくは民事再生法の適用を受けていない者又は会社法による特別清算を行っていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

4 地区要件

提案する地区は次の全ての項目を満たす地区とします。

- (1) 自治会区域や町丁目等を用いて、客観的に表すことができる区域とすること。
- (2) 地域関係者内で提案及び事業実施における**合意が図れていること**。
- (3) 原則、0.5ha以上をめやすとすること。

5 事業の実施期間

事業の採択を受けた日から令和9年2月末日まで

6 提案事業の目標

2030年の温室効果ガス削減目標の早期達成を目指すことを念頭に、事業終了時の目標値を設定してください（複数可）。目標値の参考例は提案書「（4）提案事業の目標」に示します。

7 事業の成果報告

事業の実施期間内において、成果をとりまとめた報告書の提出を求めます。報告書に記載する事項としては、事業の実施内容、得られた知見（達成した成果、事業の効果等）、課題の整理及び今後の対応策・展望等を想定し、詳細は選定後に横浜市と協議のうえ決定するものとします。なお、適時、経過報告を求める場合があります。

一方で、横浜市では、提案地区における温室効果ガス排出量を経年で測定していきます。データ取得のためのアンケート調査等に協力を依頼する場合があります、提案に際しては提案者及び提案地区の関係者はその旨を了承したものとみなします。

8 選定方法

提案は、評価委員会及び評価項目に基づいて総合的に評価を行い、選定基準を上回った提案の中から横浜市の予算の範囲内で選定します。なお、選定された事業者には脱炭素まちづくり地区事業補助金交付要綱に則り、横浜市から取組の実施に必要な経費の一部を補助します。詳細は同補助金交付要綱をご覧ください。

(1) 評価委員会

提案書の評価及び選定に関する審議は、次に示す委員会で行います。

表 評価委員会の構成

名称	脱炭素まちづくり地区事業評価委員会
所掌事務	・ 提案書の評価 ・ 評価の視点、評価項目の確認 ・ 評価の集計
委員長	政策経営局経営戦略課担当課長
委員構成	政策経営局経営戦略課担当課長 脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素計画推進課長 建築局住宅再生課担当課長 都市整備局地域まちづくり課長 脱炭素・GREEN×EXPO推進局SDGs未来都市推進課長

(2) 評価項目

評定、注意事項等の詳細は別紙評価基準のとおりです。

表 評価項目

評価の項目	評価の視点
全体コンセプト	本事業の趣旨を理解し、多くの市民が参加できる工夫がなされ、かつ実現可能な脱炭素行動を実施するまちづくり提案となっているか。
脱炭素化の推進力	2030年の温室効果ガス削減目標の早期達成を目指すうえで、定量的な事業の計画がなされているか。また、事業効果を算出する方法が示されているなど、事業の評価手法が明確となっているか。
実現性	事業期間内に事業の実施から評価まで、実現可能な内容および計画となっているか。
遂行能力	これまでの活動実績など、提案者における事業実施能力が担保できるか。
普及（発展）性	先進的な取組として、特殊な条件を必要とせず他の地域への展開が期待できる提案となっているか。
持続（継続）性	事業期間終了後において、提案者が主体となって持続可能な事業展開を実施していくことが期待できるか。

9 公募スケジュール

公募開始から事業開始までのスケジュールは、次のとおり予定しています。

表 公募開始から事業開始までのスケジュール（予定）

日程	内容
令和6年 6月 14日（金）	公募開始
令和6年 6月 21日（金）	質問書提出期限
令和6年 7月 1日（月）	質問書に対する回答
令和6年 7月 31日（水）	提案書提出期限
令和6年 8月	審査・選定
令和6年 9月	詳細協議・事業開始

10 提案にあたっての留意点

提案にあたっては、以下の事項につきご了承いただいたものとみなしますので、提案者の責任のもと、必ずご確認ください。

- (1) 選定した場合であっても、協議の結果によっては実施ができない場合があります。
- (2) 関連する法令を遵守するとともに、必要な関係機関協議、許認可、免許取得等の関係法令等の手続きについては提案者が行います。
- (3) 事業期間は3年間とし、原則、横浜市は事業実施に伴う必要な調整等の相談に対応する予定です。
- (4) 提案の選定・不選定にかかわらず、横浜市は提案、協議及び協定締結にかかる一切のコスト（企画や打合せ等にかかる人件費・交通費・調整費・資料作成費などの一切の費用、生じた損害等）の補填や賠償を致しません。
- (5) 本事業における補助金は、各年度の予算範囲内において交付します。提案の選定により、提案内容に記載された補助金額を確約するものではありません。
- (6) 本事業において事業計画等の変更が生じる場合は、事前に横浜市と協議のうえ決定していきます。
- (7) 提案内容等は、横浜市の広報等の機会において、利用・公表することがあります。
- (8) 提案の実現に向けて、必要な範囲で横浜市の関連部署及び調整に必要な諸機関に情報の公開・提供を行うことがあります。情報の公開・提供を望まない内容等は、その旨を明示してください。

- (9) 事業開始後に横浜市が行う他事業との連携等を依頼する場合があります。
- (10) その他、特段記述のない事項については、横浜市との協議のうえ、決定していきます。

11 提案書の内容

- (1) 応募に係る様式は、別添の所定書式（様式1～様式4）により作成してください。

表 応募に係る様式

書類名	様式
応募申込書	様式1
申請事業者一覧	様式2
誓約書	様式3
提案書	様式4
質問書	様式5

- (2) 所定書式に加えて、別紙の添付も認めます。

12 申込方法・問合せ先

別添の所定書式等により作成した提案書を、事前に電話連絡のうえ、次の提出先まで持参又は郵送してください。

- (1) 提出期限
令和6年7月31日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 提出部数
紙媒体：7部、電子データ：一式（PDF形式、CD・DVDに記録したもの）
※提出された書類一式は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 提出・問合せ先
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（市庁舎30階）
横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局SDGs未来都市推進課
担当：赤谷、水谷
TEL：045-671-4371

13 質問書の提出

本募集要項及び様式等の内容について疑義のある場合は、次のとおり質問書（様式5）の提出をお願いします。質問内容及び回答については、横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局ホームページ上にて公表します。質問事項がない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限
令和6年6月21日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法
郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録）又は電子メール
《注意事項》発送・送信後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。
- (3) 提出・お問合せ先
横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局SDGs未来都市推進課
担当：赤谷、水谷
E-mail：da-futurecity@city.yokohama.jp
- (4) 回答日及び方法
令和6年7月1日（月）までに、横浜市のホームページにて回答します。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/20240614.html>